

令和元年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定となり、地方消費税率も1.0%から1.7%(消費税換算)に改定されました。また、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改定となり、地方消費税率も2.2%(消費税換算)に改定されました。引き上げ分に係る地方消費税分(社会保障財源分)については、社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費の充実と安定化に充てるものとされています。

地方公共団体においては、引き上げ分の地方消費税収の充当について、総務省から予算説明書等での明示を求められています。この内容を踏まえ、地方消費税交付金のうち引き上げ相当分について、以下のとおりその用途を明確化します。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	1,256,129 千円
(歳出)	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	26,864,506 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県 支出金	市債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他	
社会 福祉	社会福祉事業	720,564	599	73,400	48,025	0	598,540
	障害者福祉事業	958,727	207,955	0	0	0	750,772
	高齢者福祉事業	90,224	4,344	0	1,089	0	84,791
	児童福祉事業	15,687,411	9,113,294	75,800	1,699,416	107,656	4,691,245
	生活保護扶助事業	2,387,758	1,664,491	0	29,758	0	693,509
	小計	19,844,684	10,990,683	149,200	1,778,288	107,656	6,818,857
社会 保険	介護保険事業	1,449,719	52,815	0	0	729,314	667,590
	国民健康保険事業	1,287,119	403,935	0	0	367,148	516,036
	小計	2,736,838	456,750	0	0	1,096,462	1,183,626
保健 衛生	高齢者医療事業	1,680,116	197,508	0	24,835	52,011	1,405,762
	乳幼児医療費助成事業	853,940	264,354	0	0	0	589,586
	母子福祉事業	332,366	25,703	0	0	0	306,663
	予防事業	1,339,769	29,374	0	19,039	0	1,291,356
	医療提供体制確保事業	76,793	0	0	2,917	0	73,876
	小計	4,282,984	516,939	0	46,791	52,011	3,667,243
合計	26,864,506	11,964,372	149,200	1,825,079	1,256,129	11,669,726	

※令和元年10月に実施された消費税率改定に伴う地方消費税の増額分については、令和2年度の地方消費税交付金から反映されます。